

狭山市建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123条。以下「法」という。)の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号。以下「政令」という。)、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成25年狭山市規則第44号。以下「細則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(書類の提出)

第2条 法、政令、省令及びこの要領の規定により市長に提出する申請書又は届出書は、狭山市都市建設部建築審査課に提出するものとする。

(特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に関する報告)

第3条 法第15条第4項の規定による報告は、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に関する報告書(別記様式第1号)に必要な書類及び図面を添付して市長に行うものとする。

(建築主事・消防長等の同意等)

第4条 法第17条第4項の規定により、耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要する場合にあっては、市長は、狭山市建築主事に、耐震改修計画に関する同意書(別記様式第2号)により、同意を求めるものとする。

2 法第17条第5項の規定により、耐震改修の計画が建築基準法第93条の規定を準用する場合にあっては、市長は、埼玉西部消防組合狭山消防署長に、耐震改修計画に関する同意書(別記様式第3号)により、同意を求めるものとする。

(認定した旨の通知)

第5条 法第17条第10項後段の規定による通知は、認定した旨の通知書(別記様式第4号)により行うものとする。

(計画の変更)

第6条 計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が、法第18条第1項の規定により、認定を受けた計画の変更の認定(以下「計画の変更の認定」という。)を受けようとする場合は、変更認定申請書(別記様式第5号)に当該計画の変更に係る書類及び図面を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、計画の変更の認定をしたときは、変更認定通知書(別記様式第6号)により前項の規定による申請をした認定事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により計画の変更の認定を認定事業者に通知したときは、変更通知書(別記様式第7号)により、建築主事に通知するものとする。

(計画認定建築物の耐震改修に関する報告)

第7条 法第19条の規定による報告は、計画の認定を受けた計画(計画の変更の認定があったときはその変更後のもの)に係る建築物(以下「計画認定建築物」という。)の耐震改修に関する報告書(別記様式第8号)に必要な書類及び図面を添付して市長に行うものとする。

(名義変更届)

第8条 認定事業者は、認定建築物の耐震改修工事が完了する前に認定事業者に変更があったときは、変更前の認定事業者と変更後の認定事業者が連署した名義変更届(別記様式第9号)に計画の認定を受けたことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、名義変更受理通知書(別記様式第10号)により前項の変更後の認定事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更後の認定事業者に通知したときは、名義変更通知書(別記様式第11号)により、建築主事に通知するものとする。

(基準適合認定建築物の地震に対する安全性に関する報告)

第9条 法第24条第1項の規定による報告は、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に関する報告書(別記様式第12号)に必要な書類及び図面を添付して市長に行うものとする。

(要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に関する報告)

第10条 法第27条第4項の規定による報告は、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に関する報告書(別記様式第13号)に必要な書類及び図面を添付して市長に行うものとする。

(取下届)

第11条 計画の認定、計画の変更の認定、地震に対する安全性に係る認定及び耐震改修の必要性に係る認定の申請を取り下げようとする者は、取下届(別記様式第14号)を市長に提出するものとする。

(取りやめ届)

第12条 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修の工事を取りやめたときは、取りやめ届(別記様式第15号)に計画の認定を受けたことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前条の規定による取下届及び前項の規定による取りやめ届を受理したときは、受理通知書(別記様式第16号)により、建築主事に通知するものとする。

(完了届)

第13条 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修工事を完了したときは、工事完了届(別記様式第17号)により、市長に報告するものとする。

2 耐震改修計画が法第17条第4項に定めるところにより、建築主事の同意を必要と

する場合にあつては、認定事業者から前項の規定による完了届が提出されたときは、市長は、工事完了届受理通知（別記様式第18号）により、建築主事に通知するものとする。

- 3 耐震改修計画が法第17条第5項に定めるところにより、埼玉西部消防組合狭山消防署長の同意を必要とする場合にあつては、認定事業者から第1項の規定による完了届が提出されたときは、市長は、工事完了届受理通知（別記様式第19号）により、埼玉西部消防組合狭山消防署長に通知するものとする。

（第3者判定機関）

第14条 細則第1条、同第2条第2項、同第3条及び同第4条の規定による第3者判定機関として市長が認めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会の登録を受けた耐震判定委員会
- 二 各自治体が公共施設の耐震判定等に関して専門的かつ総合的に検討するために設置した委員会（建築物の耐震診断の結果及び耐震改修計画の妥当性についての判定に関する経験または建築物の耐震診断、耐震改修計画に係る専門の知識を有する学識経験者を委員に含めた委員会に限る。）

（第3者判定機関が証する書類）

第15条 細則第1条、同第2条第2項、同第3条及び同第4条の規定による第3者判定機関が証する書類とは、前条に定める委員会が当該耐震診断の結果又は耐震改修計画の妥当性を評価した評価書及び評価のために必要と認めた書類とする。

（建築士が証する書類）

第16条 細則第2条第1項の規定による建築士が証する書類とは、認定申請建築物耐震関係規定適合証明書（別記様式第20号）に必要な書類を添付したものとする。

（省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者が証する書類）

第17条 細則第2条第3項の規定による省令第5条第1項各号に掲げる者が証する書類とは、認定申請建築物基準適合証明書（別記様式第21号）に必要な書類及び図面を添付したものとする。

附 則

この要領は、平成21年3月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月15日から施行する。